

見積り合せ説明書 (希望制)

本件は、手続きが通常の見積り合せと異なります。必ず別紙の注意事項もあわせてご確認ください。
なお、本件は、本年度の契約と次年度の契約の 2 つの契約を合わせて 1 本の案件として見積り合せを行うものであり、契約は別々に締結を行います。次年度契約案件の場合、本件見積り合せは契約の準備行為であり、次年度予算の配当がない場合は契約しません。本年度契約案件の契約については、落札決定後すぐの契約となります。

この見積り合せ説明書は見積り合せにあたり、入札心得（世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載）の内容を補足するものであり、世田谷区が発注する物品の買入れ、製造の請負、委託、賃貸借等に関し、見積り合せに参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を記載しているものです。見積り合せ案件の参加を希望する事業者の方は、この見積り合せ説明書及び入札心得並びに「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」（以下「電子調達サービス」）の発注案件情報等の内容を踏まえ、見積り合せに必要な手続きを行ってください。

なお、見積り合せ参加者の指名にあたっては、不誠実な行為や履行不良など不適格者と認められる事実があった場合は、希望申請要件に適合したとしても指名しない場合があります。

- 1 件名 : 令和 9 年度国民健康保険料督促状兼納付書等の印刷、出力及び封入封緘委託に関わる準備作業委託（※本年度契約）
令和 9 年度国民健康保険料督促状兼納付書等の印刷、出力及び封入封緘委託（単価契約）（※次年度契約）

- 2 入札保証金 : 免 除

3 契約保証金

世田谷区契約事務規則第 4 6 条第 2 項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する旨を、契約締結時に告知します。

4 希望申請・契約方法

電子調達サービス上で希望申請を受け付けます。（紙の希望票の提出ではありません。）

なお、電子調達サービスの案件情報では、システムの都合により本件の契約方法が「希望制指名競争入札」と記載されていますが、実際の契約方法は「希望制見積り合せ」となります。

5 発注図書（仕様書等）の受領

電子調達サービスにおいて、希望申請にあたっての参考として案件公表時に「入札情報サービスの発注案件情報」で仕様書案を公表しますが、正規の仕様書は指名後に「電子入札の発注図書等受領案件」で受領する仕様書となります。

両者の内容は一部で異なる場合があります。必ず指名後に発注図書として仕様書を受領・確認し、見積書を提出してください。

その他の発注図書についても、同様に必ずご確認ください。

受領が確認できない場合は、その者の入札書を無効とする場合があります。

※ 見積書提出後は、電子調達サービス上で発注図書を確認することができなくなります。
発注図書は必ず印刷（ダウンロード）しておいてください。

6 指名

指名予定日 10月23日

見積り合せにおける指名は、指名予定日以降に指名の有無について電子調達サービス上で直接ご確認ください。メールによる連絡は行っていません。（任意指名を除く）

7 質疑応答

指名後に、仕様内容等に関する質疑応答を電子調達サービス上で行います。

質問締切 10月27日 15:00

回答予定 10月29日 15:00

※ 紙書類や F A X、メール、口頭等による質疑応答は、原則として行いません。

※ 自社が質問を提出していなくても、他社が質問を提出していることがあります。

必ず回答予定日時後に回答状況を確認した上で、見積書を提出してください。

※ 一度提出した見積書は書換え、差替え又は撤回することはできません。

8 印刷見本の有無 「有り」

※上記「見本閲覧の有無」が「有り」の場合は、仕様書の補足資料として見本を閲覧することができます。見本は案件公表日から入札日前日までの間（開庁時間に限る）、契約係カウンター（世田谷区役所財務部経理課（東棟 5 階 503 番窓口））の見本置き場に備え置きますので自由にご覧ください。

※見本は仕様書の補足資料であり、完成品と同一ではありません。仕様書と異なる部分は仕様書を優先します。

※見本の持ち出しはできません。

9 新規事業者の取り扱い

（１）指名制限

新規参入事業者については、履行状況・品質等に問題がないことを確認する必要があることから、最初の契約についての履行が完了するまでの間、次（２本目以降）の契約締結を行わないこととします。（契約期間が 6 ヶ月を超える契約は契約締結日から起算して 6 ヶ月を経過するまでとします）。よって、これに該当する場合は、入札参加者の指名を行わないのでご了承ください。

（２）落札制限

新規参入事業者が参加する最初の案件について、複数の案件を指名されている場合は、一つの案件を落札した時点で他の案件の開札を「無効」として取り扱います。

10 関係会社の取り扱い

関係会社の入札参加は、同一の案件及び同日開札における落札制限対象の案件においては一人に限ります。組合での入札参加の場合、その構成員は同一案件及び同日開札における落札制限対象の案件には参加できないものとします。

11 見積

見積書の提出は、電子調達サービス上で行います。

※本件は、下記の 2 案件の見積り合せとして、両案件の合算額により見積書をご提出していただくものであり、両案件の見積額の合計が最低の価格である者と、各案件の予定価格の範囲内で契約しようとするものです。ただし、各案件で予定価格を超えた場合でも、見積額の合計が最低である場合には、価格交渉ができるものとします。

※開札後、区の予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出された参加者を落札候補者の第 1 順位者として一旦保留とし、その落札候補者と見積額における各案件の価格配分を調整させていただき、各案件の価格が予定価格内となった場合に、その者を落札者として決定いたします。第 1 順位者との調整が整わなかった場合は、第 2 順位者以降と順次同様の調整をさせていただきます。

●令和 9 年度国民健康保険料督促状兼納付書等の印刷、出力及び封入封緘委託に関わる準備作業委託（※本年度契約）

●令和 9 年度国民健康保険料督促状兼納付書等の印刷、出力及び封入封緘委託（単価契約）（※次年度契約）

（１）見積金額

①見積書の金額は、本年度契約（総価契約）の『税抜の総額』及び次年度契約（単価契約）の『税抜の各単価×各予定数量の総額』の『2 案件の合算額』を入力してください。

②発注図書の「入札補助表」に、2 案件それぞれの税抜の総額を入力して、見積書の提出の際に、電子入札サービス上に添付して必ずご提出ください。見積書の金額との食い違いや計算の誤りがないようにしてください。

③発注図書は見積書を提出すると取得することができませんので、必ず事前にダウンロードしておいてください。

（２）再度見積り合せ

1 回目の見積り合せで落札者が無い場合は、原則として次のとおり再度見積り合せを実施します。再度見積り合せを実施する場合は、電子調達サービスに登録されたメールアドレスに再度入札通知書のメールが送信されます。世田谷区から再度見積り合せになった旨の電話連絡はいたしませんので、再度入札通知書で日程等をよくご確認の上、再度見積り合せをしてください。なお、提出時間を過ぎると自動的に不参により失格となります。

- ①回 数 最大2回まで実施します。
- ②時 間 再度見積り合せ1回目：開札の約1時間後（詳細は再度入札通知書参照）
再度見積り合せ2回目：上記の約30分後（詳細は再度入札通知書参照）
- ※ 上記時間は予定ですので、実際の再度見積り合せの日時は、電子調達サービスから発行される再度入札通知書をご確認ください。

12 委託契約約款（契約条項）

本件の契約には世田谷区委託契約約款を適用します。（[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [様式・要綱等](#) > [契約約款（契約条項）](#)をご覧ください。）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8044.html>

13 契約書類

落札決定通知書をご確認ください。

14 その他

- (1) 見積り合せ参加者は、入札心得を遵守しなければなりません。入札心得は世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載しています。必ず内容を確認してください。
- (2) 入札参加資格を失効している者、指名停止を受けている者、入札参加除外措置を受けている者、指名制限の対象に該当している者は見積り合せに参加できません。
- (3) 上記(2)により見積り合せに参加できない者となった場合は、見積書を提出していても、開札時にその見積書を無効とします。
- (4) 落札後の辞退や契約違反は指名停止措置の対象となります。詳しくは世田谷区指名停止基準をご確認ください。（[世田谷区トップページ](#)>[区政情報](#)>[契約・入札情報](#)>[様式・要綱等](#)>[要綱・要領及び基準](#) ページ内に掲載しています。）
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8043.html>
- (5) 落札後から契約締結日より前までの間に指名停止となった場合は契約を締結しません。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区財務部経理課契約係 担当：我妻 TEL：03-5432-2173 FAX：03-5432-3046

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

e-Tokyoコールセンター TEL：0570-05-1090

受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15